

○越谷市立小中学校結核対策検討委員会条例

平成15年3月31日

条例第12号

(設置)

第1条 越谷市立小中学校に在学する児童及び生徒の結核対策を推進するため、越谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、越谷市立小中学校結核対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第7条第5項第3号の規定による胸部エックス線検査、喀痰かくたん検査その他の必要な検査を行うことについて、意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校医
- (2) 結核に関し専門的知識を有する医師
- (3) 越谷市を所管する保健所長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

4 委員会の会議は、公開しないものとする。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育部学務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第10号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、改正後の第3条第2項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則(平成22年条例第40号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。